

団 長 会 記 録

1 開催日時 平成 31 年 3 月 14 日(木) 11:22～11:47

2 開催場所 新庁舎 8 階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

議長 桐生秀昭、副議長 齋藤健夫、自民団長 小島健一、立民団長 てらさき雄介、
公明団長 渡辺ひとし、民主団長 曾我部久美子、県政団長 相原高広、共産団長 井坂新哉

(2) 議会局出席者

局長 和泉雅幸、副局長兼総務課長 谷川純一、管理担当課長兼総務課副課長 小野関浩人、
経理課長 小泉純一、参事兼議事課長 霜尾克彦、政策調査課長 田中一朗

(3) 当局出席者

健康増進課副課長 津島志津子、健康増進課たばこ対策GL 橋本正彦

4 議 題

(1) 第 2 回定例会までの日程（案）について

一般選挙直後に現在の団長会のメンバーにて開催する「世話人会」を 4 月 11 日に開催予定であり、第 2 回定例会までの日程、会派結成・正副団長の届出や団長協議会の日程など、当面必要となる事項について協議すること、また、世話人会終了後、平成 31 年度 6 月補正予算編成方針について、正副団長会を開催することの説明があった。

さらに、その後の日程として、4 月 26 日に開催予定の新議員説明会、サイドブックス研修会や、祝日ではあるが、任期開始日である 4 月 30 日に議員記章等の交付を行い、同日中に、会派結成届等の提出を願うこと、そして、5 月 7 日に新たな交渉団体の団長により開催する団長協議会、5 月上旬から中旬にかけて開催予定の議運世話人会について、資料 1 により説明があり、これらの日程を経て、第 2 回定例会開会に至る旨の説明があった。

(2) 健康増進法の改正に伴う受動喫煙対策について

昨年 7 月に改正健康増進法が公布され、本庁庁舎にも関連することなので、議長より、当局に説明を求め、健康増進課から資料 2 により説明があった。

出席者から次のとおり発言があった。

小島団長：これは、県庁内すべて、どういう立場の人も、すべて屋外に行って吸うなら吸えと言うことですね。例外は一切ないということでもいいわけですね。

津島副課長：行政機関の施設内につきましては、それ以外の施設が併存する場合は、行政機関としての規制が適用されることとなります。ただし、各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や、各施設が明確に区分されている場合には、独立した別の施設として、規制の適用がされることとなります。具体的な取り扱いにつきましては、これから、国から示される予定でございますので、順次ご報告させていただきます。

相原団長：行政機関庁舎、現状、県の条例で庁舎内も喫煙室の設置が可になっているじゃないですか、改正健康増進法はいいのですが、既得権は一切生じないのでしょうか、残らないのですか。

橋本GL：既得権と言う形では、改正法のほうでは、既存の小規模飲食店については、法律が施行される以前に、経営をしているところについては規制を認めるという制度設計になっておりますが、それ以外の施設につきましては、特に既存の、建っているから喫煙を認めますという制度設計にはなっておりません。

相原団長：そこでもう一つ確認しますが、既得権の意味は、そこでタバコを吸っていいと主張しているのではなくて、施設そのものは存在しているわけで、法改正されたことによって、庁舎内の喫煙室は撤去しなくてはならないという規制が、適用されるのでしょうか。

橋本GL：撤去ということではありませんが、それはもう喫煙所としての役目はなくなりますので、そこではもう喫煙してはいけないという形になります。

小島団長：施行主体が、本庁舎だと横浜市ということですが、横浜市の方が見に来るとい、調べに来ると、考えてよろしいのでしょうか。

橋本GL：はい、立ち入り調査の権限が、横浜市となります。

小島団長：誰かが通報したら、横浜市がやってくるということですね。

橋本GL：はい、そういう形になります。

桐生議長：7月1日から法施行になります。その間に、国からそれまでに何か運用が出てくるのですか。どのように認識しているのでしょうか。

橋本GL：この後、一応国から聞いておりますのは、やはり、建物、施設につきましては様々な形がございますので、今の施行令ですとやはり、疑問点、いろいろな形でお問い合わせをいただいております。国のほうに確認したところ、Q&A形式で運用について今後示されるという話は聞いております。

桐生議長：それ、早い提示が必要ですね。混乱をしていますよ。

渡辺団長：議長が言われた混乱というのは、国の国会の施設、行政機関の中に入っているとすると、喫煙室が中に設置されている、衆議院にしても、参議院にしても、ですね。そうした問題もありますので、Q&Aを至急出してもらいたいのと、改正健康法は、屋外喫煙場所設置可とありますが、この設置の基準はありますでしょうか。これ、敷地内という話と屋外と敷地内とか意味がよくわからない。

橋本GL：まず、敷地内というのは、建物の外ということでございますので、今県庁でも、建物の1階の屋外に喫煙所が設置されております、そういう形の設置のことを言っております。屋内につきましては、建物内に喫煙場所を作るといってございます。屋外の喫煙場所については、今、法の施行令により喫煙することができる場所が区画されていること、喫煙場所とはっきりわかることです。それと喫煙場所である旨標識を掲示すること、施設を利用するものが通常立ち入らない場所に設置すること。だから、利用者が、例えば入口の動線となっている部分に喫煙場所を設置する、ということはだめですという形で要件が定められています。それから、屋内につきましては、県の条例と同様に仕切りを設けて、外気排気を設ける、あるいは、入口については煙が漏れないように、風を起こすというように、施行令で基準が示されております。

渡辺団長：今、説明はわかりましたが、敷地内禁煙という表現が正しいのですか。今言った施設の敷地内に設置されるのですよね、施設内とか言った表現が正しいのではないのですか。

橋本GL：今回の行政機関あるいは病院等につきましては、通常今まで神奈川県条例では屋内のみの規制だったわけですが、法律につきましては屋外までも含んで規制をかけておりますので、敷地内という言葉も法律も使用しております。

(3) 天皇の即位の日等を休日とする法律の施行に伴う業務への影響について

議会局から、10連休中の県の業務について資料3により次のとおり説明があった。

- ア 10連休中、神奈川県の間関は原則として閉じること。
- イ 県立病院の入院部門や、福祉施設・児童施設の入所部門などは、連休中のすべてにおいて業務を行うこと。
- ウ 県立病院の外来部門、運転免許センターについては、連休中、2日程度開庁して業務を行うこと。
- エ 個々の詳細については、各機関に問合せ願いたいこと。

(4) 委員会の原則公開に伴う各種会議の規定の整理について

委員会条例の改正について、今定例会において議論されているところだが、改正された場合は、委員会は原則公開となる。

そこで、会議規則上の会議について、委員会に準じて、傍聴に関する規定の整理が必要となることから、議長において行った規定の整理案について、議会局より資料4により説明。

委員会条例の改正が行われた場合は、議長において、所要の手続きを進める。

(5) 議員を退職される方への連絡事項について

今任期をもって退職する議員に連絡する事項について、資料5により次のとおり説明があった。

- ア 神奈川県政功労者について
連続2期以上在職された方を対象に、知事が指定。
- イ 神奈川県議会議員待遇者について
8年以上在職された方を対象に、知事が指定。
- ウ 神奈川県山百合会について
議員経験者の親睦会であり、後日、山百合会から案内が送られるので、入会希望者は手続きをお願いしたい。
- エ 貸与物品返納のお願いについて
タブレット一式、防災服一式、防災服用防寒着、議員身分証明書、議員記章、駐車証並びに、新庁舎地下駐車場駐車券については、退職後に返納されたい。
なお、(1)のタブレットについては、本定例会閉会后、可能であれば控室の机の上に置いておくようお願いしたい。

(6) その他

今年が改選年であり、改選後の会派構成に従って議員控室の改修工事を行うため、第2回定例会終了後、議会の会議室等を利用して各会派で行っている団体等からのヒアリングについて、会議室の確保ができないこともありえるので、あらかじめご承知おき願いたい旨の説明が議会局からあった。

以上